

令和元年第3回定例会

富良野市議会会議録（第1号）

令和元年 9月10日（火曜日）

令和元年第3回定例会

富良野市議会会議録

令和元年 9月10日（火曜日）午前10時00分開会

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
日程第 2 会期の決定
日程第 3 富良野市議会議会改革特別委員会委員の補充選任
日程第 4 所管事項に関する委員会報告
調査第 1号 防災行政について
調査第 2号 男女共同参画の推進に向けた取り組みについて
調査第 3号 市道及び道路環境の整備について
日程第 5 富良野市議会議会改革特別委員会報告
日程第 6 監査委員報告（例月出納検査結果報告 平成30年度5月分、令和元年度5月分～7月分）
日程第 7 平成30年度富良野市教育行政評価報告
日程第 8 報告第 1号 平成30年度健全化判断比率について
報告第 2号 平成30年度資金不足比率について
日程第 9 報告第 3号 株式会社富良野振興公社の経営状況について
報告第 4号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について
報告第 5号 一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の経営状況について
報告第 6号 株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について
日程第 10 議案第20号 富良野市表彰条例に基づく表彰について
日程第 11 認定第 1号 平成30年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 平成30年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号 平成30年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号 平成30年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号 平成30年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号 平成30年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7号 平成30年度富良野市水道事業会計決算の認定について
認定第 8号 平成30年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
日程第 12 議案第 1号～第19号、第21号（提案説明）

◎出席議員（18名）

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	11番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	松下寿美枝君
	3番	宇治則幸君		4番	家入茂君
	5番	石上孝雄君		6番	大西三奈子君
	7番	佐藤秀靖君		8番	小林裕幸君
	9番	渋谷正文君		10番	大栗民江君

12番 天 日 公 子 君

14番 日 里 雅 至 君

16番 水 間 健 太 君

13番 関 野 常 勝 君

15番 本 間 敏 行 君

17番 後 藤 英 知 夫 君

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長 北 猛 俊 君

総 務 部 長 稲 葉 武 則 君

保 健 福 祉 部 長 若 杉 勝 博 君

ぶどう果樹研究所長 川 上 勝 義 君

看 護 専 門 学 校 長 澤 田 貴 美 子 君

財 政 課 長 藤 野 秀 光 君

教育委員会教育長 近 内 栄 一 君

監 査 委 員 鎌 田 忠 男 君

公平委員会委員長 中 島 英 明 君

選挙管理委員会委員長 伊 藤 和 朗 君

副 市 長 石 井 隆 君

市 民 生 活 部 長 山 下 俊 明 君

経 済 部 長 後 藤 正 紀 君

建 設 水 道 部 長 小 野 豊 君

総 務 課 長 今 井 顕 一 君

企 画 振 興 課 長 西 野 成 紀 君

教育委員会教育部長 亀 淵 雅 彦 君

農業委員会事務局長 井 口 聡 君

監 査 委 員 事 務 局 長 佐 藤 克 久 君

公平委員会事務局長 佐 藤 克 久 君

選挙管理委員会事務局長 大 内 康 宏 君

◎事務局出席職員

事 務 局 長 清 水 康 博 君

書 記 佐 藤 知 江 君

書 記 高 田 賢 司 君

書 記 倉 本 隆 司 君

午前10時00分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

○議長(黒岩岳雄君) おはようございます。
これより、本日をもって招集されました令和元年第3回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長(黒岩岳雄君) 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長(黒岩岳雄君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、

大 西 三奈子 君
関 野 常 勝 君
佐 藤 秀 靖 君
天 日 公 子 君
小 林 裕 幸 君
大 栗 民 江 君
渋 谷 正 文 君
宮 田 均 君

以上8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、会議規則第126条の規定により、

大 西 三奈子 君
関 野 常 勝 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長(黒岩岳雄君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長清水康博君。

○事務局長(清水康博君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第21号及び認定第1号から認定第8号、報告第1号から報告第6号、以上35件につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、議会、監査委員等より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要に

つきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

次に、7月19日、議会改革特別委員会が開催され、委員長に水間健太君、副委員長に石上孝雄君がそれぞれ互選された旨、議長に報告がございました。

次に、9月3日、松下寿美枝議員から、議会改革特別委員会委員の辞任の申し出がございました。議長職権において、これを許可しております。

このことにより、議会改革特別委員会委員に欠員が生じたことを御報告申し上げます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長(黒岩岳雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長後藤英知夫君。

○議会運営委員長(後藤英知夫君) -登壇-

議会運営委員会より、9月3日に告示されました令和元年第3回定例会が本日開催されるに当たり、9月5日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、45件でございます。

うち、議会側提出事件は10件で、内訳は、議会改革特別委員会委員の補充選任1件、事務調査報告3件、議会改革特別委員会報告1件、教育行政評価報告1件、例月出納検査結果報告4件でございます。

市長よりの提出事件は35件で、その内訳は、補正予算3件、条例15件、決算認定8件、報告6件、その他3件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございました。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、議会改革特別委員会委員の補充選任、次に、所管事項に関する委員会報告、議会改革特別委員会報告、監査委員報告、教育行政評価報告を受け、次に、報告第1号から報告第6号の報告を受け、次に、議案第20号の審議を願います。次に、認定第1号から認定第8号、平成30年度各会計決算認定

につきましては、議会運営委員会において、議長及び議選監査委員を除く議員16人による決算審査特別委員会を設置し、閉会中審査を願うことで申し合わせております。次に、議案第1号から議案第19号及び議案第21号の提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

9月11日から13日までは議案調査のため、9月14日、15日、16日は休日のため、17日は議案調査のため、休会といたします。

本会議第2日目の9月18日、第3日目の19日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

9月20日は議案調査のため、9月21日、22日、23日は休日のため、24日は議案調査のため、休会といたします。

本会議第4日目の9月25日は、議案第1号及び議案第11号から議案第13号、次に、議案第2号から議案第10号及び議案第14号から議案第19号及び議案第21号の審議を願います。

最後に、追加議案がある場合は、順次、審議を願ひ、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査等の提出期限につきましては、9月18日の終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、令和元年第3回定例会の会期は、本日、9月10日から9月25日までの16日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は9月10日から9月25日までの16日間とし、うち11日から13日、17日から20日、24日は議案調査のため、14日から16日及び21日から23日は休日のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から16日間と決しました。

行政報告

○議長（黒岩岳雄君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可します。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただき、行政報告をさせていただきます。

1件目、要望運動について。

（1）地域高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進について。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、7月8日に、北海道開発局、旭川開発建設部、北海道議会の議長、副議長及び管内選出議員、北海道建設部、上川総合振興局旭川建設管理部に対し、また、7月23日には、財務省、国土交通省、6区選出衆議院議員に対し、道路予算の財源確保、事業区間（富良野北道路、旭川東神楽道路）の整備促進、未事業区間（東神楽町一中富良野町間、富良野市一占冠村間）の調査促進について要望してまいりました。

（2）上川地方総合開発に関する事業の推進について。

上川地方総合開発期成会副会長として、7月9日に、北海道開発局、北海道運輸局、北海道、北海道教育庁、北海道議会の議長、副議長及び管内選出議員に対し、また、7月24日には、国土交通省、農林水産省、6区選出衆議院議員に対し、令和2年度上川地方総合開発に関する事業の推進について要望してまいりました。

（3）JR北海道の路線維持について。

滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町、新得町、占冠村で構成する根室本線対策協議会会長として、9月2日に、北海道旅客鉄道株式会社に対しては、根室線（滝川ー新得間）における広域観光周遊ルートとしての観光列車の運行について、北海道に対しては、北海道交通政策指針に基づくこれからの考え方と、国に対し、抜本的な支援が講じられるよう法改正を求めることについて要請してまいりました。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第3

富良野市議会議会改革特別委員会委員の補充選任

○議長（黒岩岳雄君） 日程第3、議会改革特別委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会改革特別委員会委員の補充選任につきましては、富良野市議会委員会条例第7条第4項の規定により、宇治則幸君を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり、宇治則幸君を議会

改革特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第4 所管事項に関する委員会報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第4、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第1号、防災行政について。

総務文教委員長佐藤秀靖君。

○総務文教委員長（佐藤秀靖君） -登壇-

総務文教委員会から、令和元年第2回定例会で許可を得ました調査第1号、防災行政について、調査の経過を御報告申し上げます。

本委員会では、担当部署に資料の提出と説明を求め、富良野市が取り組む防災行政の現状を把握し、直面する課題と対策について調査を進めてまいりました。

国は、平成27年に水防法を改定し、国管理河川は100年に一度、北海道管理河川については50年に一度の大雨を想定していたものを、1000年に一度の大雨を想定した浸水想定に変更したことに伴い、水防法で規定されている市町村は、住民等に対して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の周知について、印刷物の配布、その他の必要な措置を講じなければならないと定められていることを踏まえ、本年6月の富良野市地域防災計画の改定とともに富良野市防災ガイドマップを改定し、全戸配布したところであります。

また、昨年9月の胆振東部地震の際に起こった電源喪失、いわゆるブラックアウトを経験し、近年頻発する自然災害を目の当たりにして、防災行政の新たな取り組みとして、災害対策本部図上訓練時に、道の協力を得て、道危機管理局から専門職員を派遣してもらい、図上訓練の見直しを行ったほか、北海道開発局の協力を得て、大雨体験や洪水体験等ができる体験会を開催するなど、市民の防災意識の醸成を図る新たな取り組みを進めているところであります。

以上のような経過を踏まえ、市民の安心・安全を担保するための防災行政として、1、市民の防災意識の醸成と啓発、2、市民や行政職員の防災人材の育成、3、防災教育の充実について議論が集中したところであります。

今後は、その課題検証とあわせ、先進地の事例調査を行いながら、さらに調査を深めたいことから、継続調査を求めるものであります。

以上、申し上げます、総務文教委員会からの中間報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいた

します。

調査第1号に関する委員長報告は、中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第2号、男女共同参画の推進に向けた取り組みについて。

市民福祉委員長本間敏行君。

○市民福祉委員長（本間敏行君） -登壇-

市民福祉委員会より、令和元年第2回定例会において許可を得ました調査第2号、男女共同参画の推進に向けた取り組みについての調査経過について、御報告申し上げます。

本委員会では、男女共同参画の実現に向けた意識づくり、あらゆる分野における男女共同参画の実現、安全・安心な暮らしの実現の三つを基本目標とし、平成31年4月に今後10年間の計画として策定された第2次富良野市男女共同参画推進計画について、担当部局からの説明を求め、取り組みの現状と課題、また、推進計画に掲げられた推進項目に係る具体的施策について調査を進めてまいりました。

平成11年6月に公布された男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会の形成について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しております。

また、平成27年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が施行され、ワーク・ライフ・バランスの推進のための取り組み強化が求められております。

第2次富良野市男女共同参画推進計画には、男女共同参画社会基本法に定められた五つの基本理念に基づき、計画を推進するための市の責務、市民の役割、事業者の役割が示されておりますが、なかなか理解が深まっておらず、さらなる取り組みが必要だと感じているところであります。

人口減少社会を迎えたいま、男性も女性も社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず、みずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できるよう、今後、先進地の事例調査を実施し、さらに調査を深めてまいりたいことから、継続調査を求めるものであります。

以上、申し上げます、市民福祉委員会からの中間報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいた
します。

調査第2号に関する委員長報告は、中間報告であり、
継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決し
ました。

次に、調査第3号、市道及び道路環境の整備について。
経済建設委員長石上孝雄君。

○経済建設委員長（石上孝雄君） -登壇-

経済建設委員会から、令和元年第2回定例会で許可を
得ました調査第3号、市道及び道路環境の整備について
の調査経過を御報告申し上げます。

本委員会では、担当部署に資料の提出と説明を求め、
富良野市の整備状況や維持管理状況の把握と直面する課
題と対策について調査を進めてまいりました。

市道や市道の周辺環境の整備は、市民生活や経済活動
を行う基盤として、整備が必要不可欠であります。特に、
全国的に多発している局地的な集中豪雨や自動車の暴走
による死亡事故への対策が急務となっております。

その中で、路面や路盤の損傷が激しい路線の改良や修
繕、集中豪雨に耐え得る排水路の整備や維持管理、少子・
超高齢社会の時代を見据えた安心・安全な歩道の整備に
課題があると見受けられます。

これらの現状から、市道の維持管理、少子・超高齢社
会における歩道整備、排水路の維持管理、これら3点に
関する計画的な整備計画の策定や優先順位の必要性につ
いて、重点的に調査を進めていくことにしました。

まず、これらの現状を把握するため、弥生町の南7丁
目2、新富町の南3丁目2と南4丁目4、北大沼、東鳥
沼の北3号線1、東山のかつら線とから沢線の6路線、
7カ所の現地調査を行いました。

現地調査では、各路線におけるバリアフリーへの対応、
通学路の安全確保、路面の損傷、排水路の修繕の現状を
確認することができました。この実情を踏まえて、整備・
維持管理の客観的な基準を設け、その基準に沿って優先
順位を定めるといった計画的な事業推進の必要性を改め
て感じたところであります。

今後は、先進地の事例調査を通して、本市における計
画的な整備、維持管理の遂行や優先順位の基準について
さらに調査を深めたいことから、継続調査を求めるもの
であります。

以上、申し上げ、経済建設委員会からの中間報告とい

たします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいた
します。

調査第3号に関する委員長報告は、中間報告であり、
継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決し
ました。

以上で、所管事項に関する委員長報告を終了いたしま
す。

日程第5 富良野市議会議会改革特別委員会報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第5、議会改革特別委員会
報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長水間健太君。

○議会改革特別委員長（水間健太君） -登壇-

令和元年6月に設置された議会改革特別委員会は、さ
らに市民に開かれた議会、より市民に身近な議会を実現
するとともに、市民の負託に応え、市民の福祉の増進に
寄与するため、本市議会のあり方などの調査検討を行う
ために、2年間の継続調査とするものであります。

本委員会では、議会改革について検討するに当たり、
まずは本市議会が過去にどのような議会改革を進めてき
たのかを改めて確認するとともに、当時協議された事項、
具体化された事項などについて議論を進めています。

平成9年、議会運営委員会が議会活性化の取り組みに
ついて事務調査を行い、市議会広報紙の単独発行などが
進められています。また、平成12年と15年には任意機関
として議会改革懇話会が設置され、常任委員会のあり方、
議会傍聴に関すること、情報公開などについて議論され、
本市議会の議会改革の取り組みが本格化してきました。
そして、平成17年には議会改革特別委員会が初めて設置
され、議員報酬の10%削減、議員定数の削減、一般質問
における一問一答方式の導入、傍聴規則の改正、政務調
査費及び反問権の取り扱い整理など、時代背景に即した
議会改革を進めてきました。

さらに、平成19年から27年3月までは議会改革特別
委員会が継続して設置され、議会報告会の開催、独自の
ホームページの開設、FMラジオによる議会情報の提供、
インターネットによる議会中継の開始、一般会議の実施、
自由討議の実施など、情報公開と市民にとって身近な議

会となるべく取り組みを進めてきました。そして、平成27年1月1日より富良野市議会の最高規範として富良野市議会基本条例を制定し、議会改革の取り組みとして一定の成果を得ることができました。

しかし、今日の地方自治は、少子高齢化、人口減少など、さまざまな社会要因により混沌としており、市議会に求められる役割と責任はさらに増えています。本市議会が進めてきた議会改革の取り組みを基礎として、さらに機能的な仕組みへと昇華させるために、今後は、具体的な事項についてさまざまな視点から意見を募り、議論を進めてまいります。

以上、議会改革特別委員会からの中間報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議会改革特別委員会の報告を終わります。

日程第6 監査委員報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第6、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成30年度5月分の1件、令和元年度5月分から7月分までの3件であります。

本報告4件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第7 平成30年度富良野市教育行政評価報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第7、平成30年度教育行政評価報告を議題といたします。

本報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第8

報告第1号 平成30年度健全化判断比率について

報告第2号 平成30年度資金不足比率について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第8、報告第1号及び報告第2号、以上2件を一括して議題といたします。

本件2件につき、順次、説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

おはようございます。

報告第1号、平成30年度健全化判断比率について御報告申し上げます。

平成30年度の富良野市の健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を添付し、別紙のとおり御報告申し上げます。

報告第2号、平成30年度資金不足比率について御報告申し上げます。

平成30年度の富良野市の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を添付し、別紙のとおり御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件2件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件2件の報告を終わります。

日程第9

報告第3号 株式会社富良野振興公社の経営状況について

報告第4号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について

報告第5号 一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の経営状況について

報告第6号 株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第9、報告第3号から報告第6号まで、以上4件を一括して議題といたします。

本件4件につき、順次、説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

報告第3号、株式会社富良野振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

株式会社富良野振興公社の平成30年度の決算状況及び令和元年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告申し上げます。

次に、報告第4号、株式会社ふらの農産公社の経営状況について御報告申し上げます。

株式会社ふらの農産公社の平成30年度の決算状況及び令和元年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告申し上げます。

げます。

次に、報告第5号、一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の経営状況について御報告申し上げます。

一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の平成30年度の決算状況及び令和元年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告申し上げます。

次に、報告第6号、株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について御報告申し上げます。

株式会社空知川ゴルフ公社の平成30年度の決算状況及び令和元年度の事業計画につきまして、別冊のとおり御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件4件について御発言ございませんか。

9番渋谷正文君。

○9番（渋谷正文君） 報告第6号、株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況の御報告について、確認をさせていただきたいと思っております。

別冊のほうもいただいておりますので、そちらの内容を見ましたところ、ゴルフ人口の減少等もありまして、経営環境が非常に厳しくなっているという状況については、これまでも議会に報告がありましたので、そうしたことは理解をしているところであります。

そうした状況にありながら、実際のところ、貸借対照表を見ますと、現金預金残高の減少等、これまで非常に厳しい状況が迫ってきたという認識でありましたが、事、今回、平成30年度におきましては状況が少し変わってきているのかなというところが読み取れます。

1点目は、今回、4ページの雑収入の数字が209万7,687円となっておりますが、雑費のほうに107万3,726円とあります。こうした状況については例年とは違った動きがあったのではないかと思いますので、まずは御報告をいただきたいと思っております。

2点目は、今後の見通しであります。3ページの繰越利益剰余金というのは、繰越損失金のことを指すと思っておりますが、マイナス2,699万2,347円が計上されております。こちらについても、損失金を計上しておりますので、財源を確保してゼロに向けていかなければいけないというふうに考えております。

今後の見通しにつきまして、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

企画振興課長西野成紀君。

○企画振興課長（西野成紀君） 渋谷議員の御質問にお答えします。

株式会社空知川ゴルフ公社の事業並びに決算に関する書類の4ページ目の損益計算書に記載されております営

業外収益のうち、雑収入の内訳の内容についての御質問でございます。

この雑収入の内訳については、まず、一つ目に保険金収入128万8,000円でございます。こちらは、昨年、クラブハウスの屋根が一部破損しまして、その修繕におきまして、建物については保険をかけておりましたので、その保険金による収入でございます。

二つ目は、受託事業者からの負担金69万円でございます。こちらは、当ゴルフ公社が支払うべく法人税、固定資産税、保険料等を受託事業者のほうから負担金としていただいている収入でございます。

三つ目といたしまして、施設利用料9万円でございます。こちらは、冬の間、観光事業者に対しまして、スノーモービルのコースとして使用するための利用料ということで得ている収入でございます。

四つ目といたしまして、ゴルフ利用税交付金2万9,000円でございます。こちらは、当公社が特別徴収義務者であるために、道からの交付金でございます。

五つ目が国税還付金166円でございます。こちらは、確定申告によります国税からの還付金でございます。

以上、五つの科目の合計が雑収入といたしまして209万7,687円の内容になっているところでございます。

続きまして、御質問の2点目の3ページ目にあります繰越利益剰余金マイナス2,699万2,347円の見通しでございますけれども、当公社といたしましては、収益になるべきものがないため、今後も非常に厳しい状況になる、このような形で推移していく、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件4件の報告を終わります。

日程第10

議案第20号 富良野市表彰条例に基づく表彰について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第10、議案第20号、富良野市表彰条例に基づく表彰についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

議案第20号、富良野市表彰条例に基づく表彰について御説明申し上げます。

本件は、富良野市表彰条例に基づき、来る11月3日、

文化の日に、2名の方の功勞につきまして表彰いたしたく、同条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以下、その功績について御説明いたします。

まず、条例第3条第1号、自治の振興発展に功績顕著な方として、富良野市議会議員を通算16年の長きにわたり務められ、本市の自治の振興発展に御尽力されました岡野孝則氏でございます。

次に、条例第3条第3号、保健医療の向上に功績顕著な方といたしまして、富良野医師会理事や学校医を長きにわたり務められ、本市の保健、医療の向上に御尽力されました渡部秀雄氏でございます。

なお、功績の概要などの詳細につきましては、議案第20号関係資料として配付しておりますので、御参照願いたいと存じます。

以上、よろしく御審議の上、議員各位の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件表彰について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、表彰に同意することに決しました。

日程第11

認定第1号 平成30年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成30年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成30年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成30年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成30年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成30年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成30年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第8号 平成30年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第11、認定第1号から認定第8号まで、以上8件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

認定第1号、平成30年度富良野市一般会計歳入歳出決算、認定第2号、平成30年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、平成30年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成30年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号、平成30年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び認定第6号、平成30年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成30年度各会計歳入歳出決算について認定を受けようとするものでございます。

決算及び決算説明書には、監査委員の意見書を添付し、別冊のとおり提出した次第でございます。

内容の説明につきましては省略させていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

認定第7号、平成30年度富良野市水道事業会計決算及び認定第8号、平成30年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成30年度富良野市水道事業会計及び富良野市ワイン事業会計決算について認定を受けようとするものでございます。

決算書及び決算説明書には、監査委員の意見書を添付し、別冊のとおり提出した次第でございます。

内容の説明につきましては省略させていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

本件8件は、さきの議会運営委員長より報告のとおり、精査を要しますので、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。ただいまお諮りいたしました決算審査特別委員会委員につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、

宮田均君

松下寿美枝君

宇治則幸君

家 入 茂 君
石 上 孝 雄 君
大 西 三 奈 子 君
佐 藤 秀 靖 君
小 林 裕 幸 君
渋 谷 正 文 君
大 栗 民 江 君
今 利 一 君
関 野 常 勝 君
日 里 雅 至 君
本 間 敏 行 君
水 間 健 太 君
後 藤 英 知 夫 君

以上16名の諸君を指名したいと思ひます。
お諮りいたします。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

なお、本会議終了後、直ちに決算審査特別委員会をこの場において開催いたします。

日程第12

議案第1号から議案第19号、第21号(提案説明)

○議長(黒岩岳雄君) 日程第12、議案第1号から議案第19号及び議案第21号、以上20件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) 一登壇

議案第1号、令和元年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ6,722万円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億8,209万円にしようとするものと、債務負担行為の補正で追加1件、地方債の補正で変更7件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

22ページ、23ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、地籍調査事業費の器具購入費、J R 北海道の利用促進に資する北海道鉄道利用促進環境整備交付金富良野市支援金、地域おこし協力隊派遣事業費の文具・消耗器材及び印刷代、手数料、市有林造成事業費の市有林造成委託料、幼児教育・保育の無償化に伴う保育料システム、障害者システム及びマイナンバー情報連携に伴う健康管理システムの変更に対

応するための住民情報システム運営管理事業費の住民情報システム修正委託料、体育振興に資するアスリート育成派遣補助金の追加、道補助金の調整による地籍調査事業費の文具・消耗器材及び印刷代、地籍調査業務委託料、自動車借上料、器具借上料、事業費確定による公用車運行管理経費の自動車借上料の減額、4項選挙費で、市議会議員選挙費の各経費の減額、差し引きいたしまして9,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、地域福祉計画策定経費の委員報酬、通信運搬費、富良野市地域福祉計画策定ニーズ調査委託料、国民健康保険特別会計繰出金、高齢者施設等の非常用自家発電設備整備に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、養護老人ホーム寿光園運営管理事業費のエレベーターに係る施設修繕料、平成30年度に自立支援給付事業費及び補装具費支給事業費に充当していた財源の障害者自立支援給付費道負担金精算返還金の追加、介護保険特別会計繰出金の減額、2項児童福祉費で、子育て支援短期利用事業費、学童保育センター運営費、子育て支援センター運営費及び一時預かり事業幼稚園型補助金に係る平成30年度に充当していた財源の子ども子育て支援交付金国庫補助金精算返還金、消費税の増税対策に係る未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金、AEDを設置しようとする学童保育センター運営費の器具借上料、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども子育て支援給付事業費の地域型保育給付金、広域入所給付費、施設型教育給付金(13ページで訂正)、新設の子育てのための施設等利用給付事業費の認可外保育所及び預かり保育の子育てのための施設等利用給付金、幼児教育・保育の無償化事業費の臨時事務員賃金、普通旅費、文具・消耗器材及び印刷代、手数料、幼児教育無償化円滑化事業委託料、器具購入費の追加、幼児教育・保育の無償化に伴う保育所費及びへき地保育所費の財源振替、3項生活保護費で、平成30年度に充当していた財源の生活保護費負担金精算返還金、4,896万5,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、山部歯科診療所管理経費の施設修繕料、看護専門学校学校管理経費の看護専門学校校外壁等改修工事費の追加、2項清掃費で、リサイクルセンター運営管理経費の施設修繕料の追加、事業費確定による(債)リサイクルセンター運営管理業務委託料、リサイクルセンター管理棟トラックスケール改修工事費の減額、差し引きいたしまして2,514万2,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業担い手育成事業費の現地実践農場ハウス設置委託料、道営農業生産基盤整備事業費の大沼地区農地整備事業負担金、東山地区農地整備事業負担金の追加、畜産業費の一般事務費に係る非常勤嘱託職員報酬、委員費用弁償及び旅費、道営農業

生産基盤整備事業費の扇山北地区経営体育成基盤整備事業負担金の減額、2項林業費で、備荒資金組合防災資機材譲渡事業を活用して、地図情報システムの更新を行おうとする林業総務一般事務費の器具購入費の追加、差し引きいたしまして475万4,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、外国人観光客誘致対策事業費の委員費用弁償及び旅費、普通旅費、燃料及び光熱水費、公用車運転業務委託料、山部自然公園太陽の里運営管理費の施設修繕料、麓郷の森公衆トイレ管理費の施設修繕料の追加、消費者対策費の財源振替、85万2,000円の追加でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で、車両センター事務所管理費の土木機械車両用車庫設置委託料の追加、事業費確定による土木機械整備事業費の車両購入費の減額、2項道路橋梁費で、特定財源の事業費調整による春日錦町道路改良舗装工事、東9条道路改良舗装工事費、南2丁目2道路改良舗装事業費の設計測量調査委託料、南2丁目2道路改良舗装工事費の減額、4項都市計画費で、街路事業費及び公園費の特定財源の調整による財源振替、差し引きいたしまして4,489万円の減額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、扇山小学校における幼小連携・接続推進リーダー活用事業及び樹海中学校における北海道道德教育推進校事業に係る教育振興一般事務費の講師謝礼金、委員費用弁償及び旅費、普通旅費、文具・消耗器材及び印刷代の追加、2項小学校費で、麓郷小中学校の危険木を処置する小学校管理費の剪定・伐採委託料の追加、合わせまして106万1,000円の追加でございます。

11款給与費は、1項給与費で、平成28年度から平成30年度までの過年度精算による給与の市町村職員退職手当組合事前納付金3,132万7,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、12ページ、13ページでございます。

10款地方特例交付金は、1項地方特例交付金で、幼児教育・保育の無償化に伴う国の一般財源補填分の子ども・子育て支援臨時交付金の追加、個人住民税減収補填及び自動車税、軽自動車税減収補填に係る地方特例交付金の確定による減額、差し引きいたしまして699万円の追加でございます。

11款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税4,616万7,000円の追加でございます。

13款分担金及び負担金は、1項負担金で、へき地保育所地域型保育給付負担金、道営農業生産基盤整備事業負担金の追加、保育所利用者負担金、へき地保育所利用者負担金の減額、差し引きいたしまして218万6,000円の減額でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、子ども子育て支援給付負担金、子育てのための施設等利用給付交付金、

低所得者保険料軽減負担金の追加、2項国庫補助金で、母子家庭等対策総合支援事業費補助金、子ども子育て支援事業費補助金、障害者総合支援事業費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、母子保健情報連携システム改修事業補助金の追加、雪寒指定路線除雪事業交付金、公園施設長寿命化事業交付金、東雲通道路改良舗装事業交付金、春日錦町道路改良舗装事業交付金、東9条道路改良舗装事業交付金、南2丁目2道路改良舗装事業交付金の減額、差し引きいたしまして2,469万6,000円（13ページで訂正）の減額でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、低所得者保険料軽減負担金の追加、地籍調査事業負担金の減額、2項道補助金で、消費者行政活性化交付金の追加、3項委託金で、北海道道德教育推進校事業委託金、幼児教育と小学校教育の接続の円滑化モデル事業委託金の追加、差し引きいたしまして505万6,000円の減額でございます。

17款財産収入は、2項財産売払収入で、市有林間伐材素材売払収入400万円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、スポーツ振興基金繰入金163万7,000円の追加でございます。

20款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金5,031万8,000円の追加でございます。

21款諸収入は、5項雑入で、給食費負担金（認可保育所）、給食費負担金（へき地保育所）、合わせまして129万円の追加でございます。

22款市債は、1項市債で、土木機械整備事業債、春日錦町道路改良舗装事業債、東雲通道路改良舗装事業債、公園施設長寿命化事業債の追加、臨時財政対策債、東9条道路改良舗装事業債、南2丁目2道路改良舗装事業債の減額、差し引きいたしまして1,124万4,000円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正に記載のとおり、令和元年度地図情報システム機器更新事業費で、期間及び限度額のとおり、債務負担行為を定めるものでございます。

第3条地方債の補正は、第3表地方債補正に記載のとおり、臨時財政対策費は、発行可能額の確定に伴うもの、その他6件の事業費につきましては、特定財源の事業費調整による起債額の変更でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第2号、令和元年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ51万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,964万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

す。

6ページ、7ページの下段でございます。

1款総務費は、1項総務管理費、1目一般管理費で、臨時事務員賃金51万6,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

5款繰入金は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、職員給与費等繰入金51万6,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第3号、令和元年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ4,516万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,714万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費で、財源振替でございます。

4款基金積立金は、1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金で、476万6,000円の追加でございます。

6款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金、1目償還金及び還付加算金で、介護給付費国庫負担金等精算償還金4,039万4,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（総合事業）で、現年度分の減額、5目低所得者保険料軽減繰入金で、過年度分の追加、差し引きいたしまして41万1,000円の減額でございます。

8款繰越金は、1項繰越金、1目繰越金で、前年度繰越金4,557万1,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、令和2年4月1日から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、改正される地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定に基づき採用される新たな制度としてのフルタイムの会計年度任用職員に対する給与について、必要な事項を定めるものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨に関する規定でございます。

第2条は、支給される給料に関する規定でございます。

第3条は、フルタイム会計年度任用職員に適用する給料表と、各職種において適用する級の範囲を規定し、職務の級の分類基準となるべき職務内容を規定するものでございます。

第4条は、職務の号俸の基準を規定するものでございます。

第5条は、給料の計算期間及び支給日並びに月の中途における異動について、第6条は、勤務しないときの給料の減額について、富良野市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という)の規定の例によるものでございます。

第7条は、通勤手当に関する規定でございます。

第8条は、特殊勤務手当の支給について、第9条は、時間外勤務手当の支給について、第10条は、休日勤務手当の支給について、第11条は、勤務1時間当たりの給与額の算出について、それぞれ給与条例の規定の例によるものでございます。

第12条は、期末手当の支給と適用の条件について規定するものでございます。

第13条は、期末手当の不支給について、第14条は、期末手当の支給の一時差しとめについて、第15条は、支給する給与から控除することができるものについて、それぞれ給与条例の規定の例によるものでございます。

第16条は、給与の支払い方法について、申し出により口座振替とする規定でございます。

第17条は、委任に関する規定でございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとし、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで、期末手当に関する経過措置を設けようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、令和2年4月1日から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、改正される地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づき採用される新たな制度としてのパートタイムの会計年度任用職員に対する報酬等について、必要な事項を定めるものでございます。

以下、その内容につきまして、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨に関する規定でございます。

第2条は、パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬の額、種類及び支払い方法に関する規定でございます。

第3条は、特殊勤務報酬の支給について、富良野市職

員の特種勤務手当に関する条例の規定の例によるものとするものでございます。

第4条は、時間外勤務報酬の支給に関する規定でございます。

第5条は、休日勤務割り増し報酬の支給について規定するもので、富良野市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という）の規定の例によるものとするものでございます。

第6条は、期末手当の支給対象者、支給額について規定するもので、給与条例の規定の例によるものとするものでございます。

第7条は、報酬の支給方法などについて規定するものでございます。

第8条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について規定するものでございます。

第9条は、正規の勤務時間に勤務しないときにおける報酬の減額について規定するものでございます。

第10条は、支給する報酬から控除することができるものについて、給与条例の規定の例によるものとするものでございます。

第11条は、その職の特殊性などを考慮して、市長が特に必要と認める報酬について、別に定めることを規定するものでございます。

第12条は、通勤に係る費用弁償について規定するもので、富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の規定の例によるものとするものでございます。

第13条は、出張に係る費用弁償について規定するもので、富良野市職員の旅費に関する条例の規定の例によるものとするものでございます。

第14条は、委任に関する規定でございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとし、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで、期末手当に関する経過措置を設けようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 説明の途中ですが、ここで、10分間休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

引き続き、提案者の説明をお願いいたします。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

まず、議案第6号の説明をする前に、いままで説明した中で議案第1号に訂正がありましたので、御訂正いた

だきたいと思っております。

議案第1号の補正予算の3款民生費の項でございます。子ども子育て支援給付事業費の中の施設型教育給付金という部分を施設型地域給付金というふうの説明いたしました。正しくは施設型教育給付金でございますので、御訂正をいただきたいと存じます。

もう1点でございます。今度は歳入になりますが、15款国庫支出金の部分でございます。合計額差し引き2,469万6,000円が減額されるところでございますが、2,469万4,000円と説明いたしました。正しくは2,469万6,000円でございますので、御訂正をお願い申し上げたいと存じます。

それでは、議案第6号からの説明をさせていただきます。

富良野市印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、住民票へ旧氏を記載する手続等を定めた住民基本台帳法施行令の改正に伴い、氏に変更があった者の印鑑登録について旧氏を用いることとなったことによる関係条文の改正と事務運用を明確とするため、改正しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第5条及び第14条は、事務取り扱い手続を明確にするものでございます。

第6条及び第11条は、住民票への旧氏記載を定めるものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとし、第6条及び第11条の改正規定は、令和元年11月5日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第7号、富良野市職員の再任用に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、本市職員の再任用及び再任用の任期の更新について、現在、任期については年齢65歳に達する日の年度末を任期の末日としておりますが、富良野看護専門学校の学校長及び副学校長に限り、任期の末日を年齢70歳に達する日の年度末としようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第8号、富良野市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、本年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、富良野市税条例、平成29年及び平成30年に制定した富良野市税条例等の一部を改正する条例の関係規定を改正するものでございます。

以下、条を追って、その概要について御説明申し上げます。

第1条は、富良野市税条例の一部改正で、このうち、第26条は、個人市民税申告書の記載事項簡素化についての規定の改正でございます。

第27条の2及び第27条の3は、婚姻の事実がない単身児童扶養者の非課税措置対象者追加に伴う扶養親族申告書の記載事項の規定の追加でございます。

第28条は、第26条の個人市民税申告書の記載事項の簡素化による文言の整理でございます。

附則第15条の2は、当分の間、道が賦課徴収を行うこととなる軽自動車税の環境性能割（旧自動車取得税）の臨時的軽減の規定を北海道税条例に合わせて新設するものでございます。

附則第15条の2の2は、環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものでございます。

附則第15条の3は、環境性能割の非課税の特例を北海道税条例に合わせて改正するものでございます。

附則第15条の4は、環境性能割の減免の特例規定を北海道税条例を引用するよう改正するものでございます。

附則第15条の7は、環境性能割の税率を、令和元年10月1日から令和2年9月30日（特定の期間）に取得したのものについては2%から1%に軽減するものでございます。

附則第16条は、軽自動車の種別割（旧軽自動車税）のグリーン化特例（軽減）について、消費税引き上げに配慮し、現行制度を令和3年3月31日まで2年延長とし、令和3年4月1日以降に新車登録または新規検査を受ける軽自動車のグリーン化特例を電気自動車等に限定する規定でございます。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の判断について、国土交通大臣の認定等により行うこと並びに申請に偽り、不正があった場合の対応について定める規定でございます。

第2条は、同じく富良野市税条例の一部改正でございます。

このうち、第13条は、令和3年度分以降の個人市民税について、婚姻の事実がない単身児童扶養者を非課税措置の対象者に追加するものでございます。

附則第16条は、軽自動車の種別割のグリーン化特例（軽減）について、令和4年、5年の軽減を電気自動車等に限り新設するものでございます。

附則第16条の2は、附則第16条の改正に伴う規定の整備でございます。

第3条は、平成29年条例第6号の富良野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、附則第15条の7並びに附則第16条は、地方税法の改正に伴う整備でございます。

第4条は、平成30年条例第28号の富良野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、第39条で規定する法人市民税の申告納付についての条例改正に伴う項ずれ修正等並びに大法人に対する電子情報処理組織（エルタックス）による申告書の提出義務化に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置についての規定の追加でございます。

附則第1条並びに附則第2条は、条例改正に伴う項ずれの修正でございます。

附則は、条例の施行日を令和元年10月1日からとし、第1条は、各号列記の部分について、それぞれ記載の施行日からとしようとするもの、第2条並びに第3条は、市民税に関する経過措置、第4条は、軽自動車税に係る経過措置でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、富良野市立学校設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、山部地域の方々から、将来の子供たちの教育環境を考えた結果、少子化による生徒数の減少と今後の推移を踏まえ、教育効果を上げるための判断による要望があり、令和2年3月31日をもって山部中学校を閉校し、令和2年4月1日より富良野西中学校へ統合することから、富良野市立学校設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

これにより、小学校が9校、中学校は6校から5校となり、小・中学校を合わせて14校となります。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、保育所等との連携、食事の提供の特例、居宅訪問型保育事業、連携施設に関する特例、食事の提供の経過措置、連携施設に関する経過措置が改正されたことに伴い、関係する規定を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第6条は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要としようとするものでございます。また、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方自治体が運営支援等を行っている認可外保育所であって、市長が適当と認

めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとする規定を追加するものでございます。

第16条は、食事提供の搬入施設に係る規定の追加でございます。

第23条は、児童福祉法の改正に伴う引用条項の変更でございます。

第37条は、文言の整理を行うものでございます。

第45条は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

附則第2項は、食事提供の経過措置期間を5年から10年に延長するものでございます。

附則第3項は、文言整理を行うとともに、連携施設の経過措置期間を5年から10年に延長し、同項を附則第4項とするものでございます。

また、本条例施行後に家庭的保育事業の許可を得た事業者について、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を設ける条項を附則第3項に追加するものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、本年10月1日から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が施行され、満3歳以上の児童、市町村民税非課税世帯のゼロ歳から2歳の保育に係る利用者負担額が無償化されることから、関係する条文について改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、文言整理でございます。

第3条は、幼児教育・保育無償化に係る規定で、3歳から5歳までの児童が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用した場合の利用者負担額を零とするものでございます。

第5条は、文言整理及びゼロ歳から2歳の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額について、別表第1を適用しようとするものでございます。

第6条は、延長保育料の徴収について、別表第2を適用しようとするものでございます。

第7条は、一時保育負担金の徴収について、別表第1を適用しようとするものでございます。

附則の改正につきましては、令和元年度に限り、利用者負担額に係る市町村民税所得割合算額について、前年

度分から当年度分への切りかえを10月からとするものでございます。

別表第1は、特定教育・保育（保育に限る）または特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く）に係る利用者負担額を規定するもので、無償となる満3歳以上児の場合に係る利用者負担を削り、市町村民税非課税世帯のゼロ歳から2歳に係る利用者負担について無償とするものでございます。

条例の施行日は、令和元年10月1日からとし、附則の改正規定は、公布の日からとしようとするものでございます。

なお、条例の施行日前に行われた保育に係る利用者負担額については、従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、連携施設の確保義務の緩和、連携施設の確保義務の免除、食事の提供に要する費用の取り扱いが改正されたことから、関係する条文について改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第2条は、文言整理及び用語の定義でございます。

第3条から第11条は、文言整理でございます。

第13条は、特定教育・保育施設の利用に当たり、満3歳未満の教育・保育認定子どもの保護者のみから利用者負担額を徴収するものとするもの、また、副食費の徴収に当たり、年収360万円相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについて費用を免除しようとするものでございます。

第14条から第41条は、引用条項の変更及び文言整理でございます。

第42条は、規定の追加及び文言整理でございます。

第43条から第49条は、文言整理でございます。

第50条は、準用規定でございます。

第51条は、特定地域型保育事業者が、満3歳以上で教育施設において保育を受ける教育・保育給付認定子どもに対して、特別利用地域型保育を提供する場合の規定を設けるとともに、文言整理を行うものでございます。

第52条は、特定地域型保育事業者が、満3歳以上で教育施設において保育を受ける教育・保育給付認定子どもに対して、特定利用地域型保育を提供する場合の規定を設けるとともに、文言整理を行うものでございます。

附則第2項は、読みかえ規定でございます。

附則第7項は、連携施設に関する経過措置を5年から

10年に延長し、同項を附則第5項とするものでございます。

条例の施行日は、令和元年10月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、本年10月1日から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が施行され、満3歳以上の児童、市町村村民税非課税世帯のゼロ歳から2歳の保育に係る利用者負担額が無償化されることから、関係する条文について改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第4条は、満3歳以上の児童の利用者負担額の上限額を零とし、無償化しようとするものでございます。

附則の改正につきましては、令和元年度に限り、利用者負担額に係る市町村民税所得割合算額について、前年度分から当年度分への切りかえを10月からとするものでございます。

別表は、市町村民税非課税世帯に属するゼロ歳から2歳までの児童を無償としようとするもの、備考5は、文言整理、備考6は、多子軽減のカウント対象児の通所施設を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和元年10月1日からとし、附則の改定規定は、公布の日からとしようとするものでございます。

なお、条例の施行日前に行われた保育に係る利用者負担額については、従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、富良野市公共下水道事業の設置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、公共下水道事業計画で定められている計画汚水量について、事業計画の変更に伴い、富良野処理区及び山部処理区の計画汚水量を変更したことから、関係する条文を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第3条第3項は、計画汚水量で富良野処理区の現行6,860立方メートルを7,376立方メートルに、山部処理区の現行384立方メートルを390立方メートルにしようとするものでございます。

なお、計画汚水量につきましては、北海道との協議により決定しているもので、下水道処理区域外からの流入や宿泊施設の建設予定なども考慮し、積算したものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第15号、富良野市公共下水道に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が8%から10%に改定されることに伴い、下水道使用料を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

別表第1は、下水道使用料で、排除用途別の基本使用料及び超過使用料について、消費税率10%を加算した総額表示に改めようとするものでございます。

なお、下水道施設料の改正につきましては、7月31日開催の富良野市上下水道事業経営審議会にて承認されたものでございます。

別表第2は、文言を整理しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和元年10月1日からとし、消費税法の経過措置に伴い、10月に徴収する下水道使用料については消費税法の改正税率適用前からの継続契約であることから、改正後の料金徴収は11月からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第16号、富良野市水道事業の設置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成30年度に実施した水道事業変更認可申請において、計画給水人口を変更したことに伴い、関係する条文を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

第2条第3項は、給水人口を現行の1万9,000人から1万5,700人にしようとするものでございます。

なお、計画給水人口につきましては、北海道との協議により決定しているもので、現状の給水人口を基本に積算したものであり、今後、給水人口の減少が予測されることから、変更しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第17号、富良野市水道事業給水条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が8%から10%に改定されることに伴い、水道料金を改正するものと、水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が追加されたことから、更新手数料を追加しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

別表第1は、水道料金で、用途別の基本料金及び超過料金について、消費税率10%を加算した総額表示に改めようとするものでございます。

別表第2は、指定給水装置工事事業者の指定を受けた

者に対する更新手数料を追加しようとするものでございます。

なお、これらの改正につきましては、7月31日開催の富良野市上下水道事業経営審議会にて承認されたものでございます。

条例の施行日は、令和元年10月1日からとし、別表第1については、消費税法の経過措置に伴い、10月に徴収する水道料金については消費税法の改正税率適用前からの継続契約であることから、改正後の料金徴収は11月からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第18号、富良野市簡易水道事業給水条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が8%から10%に改定されることに伴い、簡易水道料金を改正するものと、水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が追加されたことから、更新手数料を追加しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

別表第1は、簡易水道料金で、用途別の基本料金及び超過料金について、消費税率10%を加算した総額表示に改めようとするものでございます。

別表第2は、指定給水装置工事事業者の指定を受けた者に対する更新手数料を追加しようとするものでございます。

なお、これらの改正につきましては、7月31日開催の富良野市上下水道事業経営審議会にて承認されたものでございます。

条例の施行日は、令和元年10月1日からとし、別表第1については、消費税法の経過措置に伴い、10月に徴収する簡易水道料金については消費税法の改正税率適用前からの継続契約であることから、改正後の料金徴収は11月からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第19号、株式会社空知川ゴルフ公社所有の不動産に係る権利放棄について御説明申し上げます。

本件は、市が抵当権設定契約書に基づき、株式会社空知川ゴルフ公社所有の不動産に対して設定している抵当権について、同社がゴルフ人口の減少などを背景として厳しい経営状況の中、長期的に経営継続を行うことを目的として、同不動産を第三者へ売却しようとしていることから、その権利を放棄しようとするもので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第21号、市道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

市道路線の認定は、路線番号1356及び1357の2路線に

つきましては、平成30年度民間開発行為に伴う市道予定道路が完成となったことから、新たに認定するものでございます。路線番号1340は、同じく宅地開発事業により既設市道が延長されたため、終点部を認定変更するものでございます。路線番号4356は、市道終点側の道路利用がなくなり、管理が不要となったため、終点部を認定変更するものでございます。

なお、市道の総延長につきましては、この認定及び廃止により、355.98メートルの増で、719.79キロメートルとなります。

また、市道路線の位置等につきましては、議案関係資料を参照いただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本件20件の提案説明を終わります。

散 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

11日から13日まで及び17日は議案調査のため、14日から16日は休日のため、それぞれ休会であります。

18日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時45分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 9月10日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 大 西 三 奈 子

署名議員 関 野 常 勝